

学校では放送委員なので、マイクに向かって話す経験はありますが、この録音はとても緊張しました。かまないように、ゆっくり話そうと心がけ、1回目の録音でオーケーは出ました。でも物足りなかつたので、もう1回やってみたら、思ったように話せたので、2回目の録音の方が、放送されることになりました。でも、少し早口になったかもしれないですね。

ところで、戸小では学校行事や友達と過ごしたことなど、たくさん思い出があります。昨年は藤浜小学校との統合で、友達もふえました。

また、3年生から始めた少年野球チーム「戸倉ブルーウェーブ」では、キャプテンになり、昨年のスポーツ少年団種目別大会本吉大会で優勝し、県大会ではベスト8という成績を残すことができました。

4月からは中学生。勉強や部活動に頑張ります。もちろん野球部です。そして、将来の夢はプロ野球選手です！

噛まないように、
ゆっくり話しました



星 貴 秋くん
(© 広畑)

◆インタビュー◆

小中学校が春休み期間の夕方に、子どもたちが安全に帰宅できるように防災無線放送で呼びかけていますが、放送（声）の前半は町内の小中学生が担当しています。

今回その声の録音を担当してくれた戸倉小学校6年の星貴秋さんに話を聞きました。
(※3月12日取材)

虫歯のない子

3月12日(水)に実施した戸倉・志津川・入谷地区3歳児健康診査で、虫歯の無かったよい子たちです。



◎大畑 須藤 大斗くん



◎塩入 及川 誠くん



◎上の山 菅原 正斐くん



◎塩入 工藤 遼祐くん



◎中瀬町 佐藤 妃万里ちゃん



◎十日町 高橋 英ちゃん



◎中の町 高橋 さつきちゃん



◎街道方 熊谷 和貴くん

農家の皆さんへ

「品目横断的経営安定対策」が「水田経営所得安定対策」に変わりました
〜4月1日(火)から加入手続き開始〜

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づく「品目横断的経営安定対策」(平成19年4月本格受付開始)は、農業者及び関係機関からの意見を取り入れ、平成20年2月20日に実施要領を全面改正しました。また、その名称を分かりやすく「水田経営所得安定対策」と改め、加入者への交付金支払いの早期化、申請時期の集中化、申請手続きの簡素化への見直しを行っています。

■水田経営所得安定対策の内容

今回の改正により、新たに「市町村特認」制度が創設されました。これは、特例要件を満たしていなくても、地域水田農業ビジョンに地域の担い手として位置づけられた認定農業者または集落営農組織であれば、市町村の判断により加入できるもので、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、本対策への加入の道が開かれるようになりました。

本対策の対象品目は、生産条件不利補正対策交付金が麦・大豆、収入減少影響緩和対策交付金が米・麦・大豆です。加入対象は、認定農業者または集落営農組織(特定農業団体を含む)で、認定農業者の場合は田畑経営面積4ヘクタール以上、集落営農組織の場合は田畑経営面積20ヘクタール以上が原則で、それ以外でも所得に応じた特例や物理的制約に応じた特例等により加入できます。いずれも従来どおりです。詳細については、関係機関にご相談ください。

■加入申請手続きが始まります

水田経営所得安定対策への加入申請手続きの受け付けは、4月1日(火)から最寄りの農政事務所及び各地域課で始まります。(6月30日(月)まで)。

問い合わせ 東北農政局消費・安全部地域第四課 ☎0220-2216251 宮城県気仙沼地方振興事務所 ☎2412534 J A 南三陸 ☎4613680 南三陸町担い手育成総合支援協議会(南三陸町産業振興課内) ☎4611379

じぶんの森責任山植林体験会

町有林の伐採跡地は、最近木価の低迷が続いていることから、植林せず天然更新することとしていました。ところが、杉・ヒノキなどの伐採跡地は、天然の広葉樹が生えてくるまで数年を要します。その間に山の保水力が失われ、栄養分のない土砂が河川を伝わって海に流れ出し、漁場環境にとって好ましくない状態となります。

このような状況から、今回みやぎ生協にご協力をいただき、志津川地区米広の町有地にヤマザクラ、クリ、コナラ、ミズキなどを植林していただくこととなりました。

みやぎ生協はこれまで「こぶの森づくり」と題して、県内4カ所に植林活動を続け、宮城県内に広葉樹の森を増やす活動を続けています。責任山は志津川産生カキのふるさと志津川湾を望む高台にあり、この地に植林することで、豊

申し込み・問い合わせ

産業振興課 農林業振興係

☎4611379

かな水源確保、肥沃な栄養分が海に注ぎ良質な海産物の生産に役立つと考えられることから、みやぎ生協メンバー、漁協、町の関係者で、植林体験会を実施することになったものです。

植林体験会は次のとおり行います。一般の参加もできますので、興味があり参加を希望される方は産業振興課までご連絡ください。

◇日時 平成20年4月26日(土) 午前10時50分から(雨天決行)

◇場所 こぶの森責任山(◎米広63-1) 県道志津川馬籠線沿い

平成20年 春の交通安全 町民総ぐるみ運動

4月6日(日)から15日(火)までの10日間、全国一斉に「平成20年春の交通安全運動」が実施されます。なお、今年から「交通事故死ゼロを目指す日」が4月10日(木)と定められました。町では、この期間を「春の交通安全町民総ぐるみ運動期間」として、町内全域において各種運動を展開いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

- 運動の基本事項
- ・道路の正しい横断の励行(宮城県独自)
 - ・「子どもと高齢者の交通事故防止」
 - ・新入学児童に対する交通ルールの理解とマナーの植付け!
 - ・急激に進展する高齢者社会に的確に対処するための交通安全!
- 運動の重点事項
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(全国共通)
 - ・自転車の安全利用の推進(全国共通)
 - ・飲酒運転の根絶(全国共通、南三陸町独自)
 - ・運転中の携帯電話の使用禁止(南三陸町独自)
 - 平成20年全国交通安全年間スローガン
 - ・運転者に対するもの「広げよう どうぞの気持ちと 車間距離」
 - ・歩行者、自転車利用者に対するもの「歩行者を 気づかいやさしく 踏むペダル」
 - ・子ども部門「点めつだ 一度止まって 次の青」
- ◇問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

山火事予防運動実施期間 3月1日～5月31日 山火事の心配な季節になりました

今冬の気仙沼管内は、乾燥注意報が頻繁に発令され、山火事の発生が懸念されています。山に入った山火事の近くに行く時は、次のことに気をつけましょう。

- 風が強い時や空気が乾燥している時のたき火、火入れはやめましょう。
- たき火から離れる時は、完全に火を消しましょう。
- 火入れの許可は必ず受けましょう。
- たばこの投げ捨てはやめましょう。
- 火遊びは絶対に止めましょう。
- 山火事を発見したら、すぐ消防署に連絡してください。

平成20年全国統一標語 「山火事は 地球の未来も 燃やします」

◇問い合わせ 産業振興課 農林業振興係 ☎46-1379